

# 企画競争説明書

業務名称：パキスタン国パンジャブ州栄養施策推進アドバイザー業務

調達管理番号：22a00509

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとしします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年10月12日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年10月12日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：パキスタン国パンジャブ州栄養施策推進アドバイザー業務

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。(全費目課税)

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

(4) 契約履行期間(予定)：2022年12月～2024年12月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の19%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の19%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス：[Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp](mailto:Takeuchi.Kiyoka@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ 農業・農村第三チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年10月18日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年10月19日 12時
3	質問への回答	2022年10月24日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年10月28日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2022年11月9日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・「第 3 章 2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記 4. (1) 選定手続き窓口（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記 (2) の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記 4. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

## 8. プロポーザル等の提出

### (1) 提出期限：上記 4. (3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

#### (3) 提出先

##### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

##### 2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：（調達管理番号）\_（法人名）\_見積書  
〔例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

#### (4) 提出書類

##### 1) プロポーザル・見積書

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「パキスタン国パンジャブ州栄養施策推進アドバイザー業務」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国（以下、「パキスタン」という。）では母子を中心とする低栄養が依然として課題であり、新生児の低出生体重による死亡数は世界第2位、5歳未満児の下痢症による死亡数は世界第9位となっている（国家栄養報告、2018）。また、5歳未満児の37.6%が発育阻害、7.1%が乳児栄養失調症の重症状である消耗症であり、それぞれアジア地域の平均（発育阻害21.8%、消耗症8.9%）より高い数値である（国際栄養報告、2021）。

乳児死亡の1つの解決策として母乳育児の推進があり、パキスタン国内の母乳育児率は約5割と以前より改善されつつあるが（WHO, 2020）、母乳を提供する母親の多くが栄養不足であることから、十分な栄養が乳幼児に届いていない。また、パキスタンの妊産婦死亡数は140/出生10万対であり世界第7位と高い水準であるが（世界銀行、2019）その要因の一つとして、妊婦に必要な基本的な栄養および鉄分やビタミンといった微量栄養素の不足により、妊娠糖尿病や大量出血など出産時のリスクを高めることにつながることにある。

これらのことから、特に生殖年齢女性（15-49歳）の栄養改善が必須であるが、貧困に加え、家庭における妊産婦の地位の低さ、妊娠期に必要な栄養素に関する家族の知識不足、そして保健分野の介入のみでは解決困難な問題（水衛生設備の改善、栄養改善に資する農作物栽培に関する知識不足等）が残っており、改善は進んでいない。

一方、パキスタンでは5歳未満児の9.5%、成人女性の13.4%、成人男性の7.5%が過栄養（肥満）であり、成人の約14%が糖尿病に罹患している（国際栄養報告、2021）。低栄養と過栄養の二重負荷は、大都市と農村部の経済格差に加え、貧困層においては同一人物が二重栄養問題（カロリー過多だが必要な微量栄養素は不足、等）を抱えているケースも多い。一方、パキスタンでは5歳未満児の9.5%、成人女性の13.4%、成人男性の7.5%が過栄養（肥満）であり、成人の約14%が糖尿病に罹患している（国際栄養報告、2021）。低栄養と過栄養の二重負荷は、大都

市と農村部の経済格差に加え、貧困層においては同一人物が二重栄養問題（カロリー過多だが必要な微量栄養素は不足、等）を抱えているケースも多い。さらに、今年発生した大規模な洪水により、特に農村地域の被害は甚大であり、栄養面に加え、農作物の収穫激減や衛生面、健康面等において大きな影響が生じている。こうした状況に対応すべく、パキスタン政府は国家保健ビジョン（2016-2025）において、母子保健を通じた栄養改善政策の強化を掲げ、保健分野だけでなくセクター横断的な健康改善への計画策定と基盤整備の促進を推進している。

上記を受け、パンジャブ州政府では、2015年に「マルチセクトラル栄養戦略（Multi-sectoral Nutrition Strategy, 以下「SNS」という）」を開始し、州内の栄養不良の状態を打開すべく、複数セクターにわたるアプローチを想定した州計画開発局マルチセクトラル栄養センター（Mulch-Sectoral Nutrition Center, 以下「MSNC」という）を2016年に設立した。

上記センターでは17の関係部局が協働する栄養施策委員会を調整しており、州、県レベルでそれぞれ年に数回の委員会が開催されている。しかし各関係部局から収集する指標が多く作業が煩雑であり、収集した指標の分析を踏まえた具体的な栄養改善に関する啓発・介入が行われているとは言い難い状況にある。

JICAでは日本政府主催の東京栄養サミット（2020年）に向けて南アジア地域の栄養改善に資する案件形成のための情報収集確認調査を2019年度に実施した。同調査をきっかけにJICA事務所がパンジャブ州と協議を重ねた結果、パンジャブ州政府から、栄養関連指標を効率的に収集して分析するためのモニタリングの仕組みづくりと、州内における農業、保健、教育といったセクター横断的な栄養プログラム実施推進、およびこれらに関連するパンジャブ州の人材育成支援を行うアドバイザーの要請が日本政府に出された。

JICAでは上記調査に加え、マルチセクトラルな栄養改善の推進に資する課題別研修「南アジア地域：マルチセクターで取り組む栄養改善コース（JICAつくば）」を開始しており、同研修との相乗効果や、パキスタンで実施中の識字教育プロジェクトおよびパンジャブ州で開始された母子保健プロジェクトとの相乗効果が見込めることから、本要請の目的であるマルチセクトラルな栄養改善事業を推進する環境が整っていると判断し、本要請の採択に至った。

### 第3条 業務の概要

#### （1）対象地域

パンジャブ州全域

#### （2）協力期間

2022年12月～2024年12月

#### （3）先方実施体制

責任機関：パンジャブ州計画開発局

実施機関：パンジャブ州計画開発局マルチセクトラル栄養センター（G/P）

（計画開発局、農業局、保健局、教育局等関連する州内部局）

#### (4) 期待される成果

- ① MSNCにおける州内栄養事業の評価モニタリングシステムが改善され、適切なPDCAサイクルが展開される。
- ② セクター横断的な栄養改善活動推進のため、各セクター関係者の理解が促進され、栄養改善事業実施に必要な知識・実施能力が高まる。
- ③ 貧困地域の女性と子供を中心とした最終裨益層に届く活動および啓発事業が促進される。

#### (5) 主な活動

##### 活動1 モニタリング評価

- 1-1 MSNCにおけるモニタリング・評価の現状を分析する。
- 1-2 現在収集している指標を精査し、優先順位付けを行う。
- 1-3 各省から収集する指標を絞り込み、効率的な収集方法を検討する。
- 1-4 収集した指標の分析および今後の事業への反映方法を検討する。
- 1-5 セクター横断的な事業取り組みのための調整会合を開催する。

##### 活動2 栄養改善事業

- 2-1 過去の州内での取り組み経験を踏まえ具体的な栄養施策を検討する。
- 2-2 保健以外（農業、水衛生、教育等）の各セクター関係部局に対し、セクター横断的な栄養改善活動の重要性を説明するとともに、関係部局の既存の活動との調整を行い、栄養改善活動を活性化させる。
- 2-3 上記の活動の成果を検証する。
- 2-4 JICAの他事業（パンジャブ州母子保健強化プロジェクト、オルタナティブ教育推進プロジェクト等）と連携し、セクター横断的な取り組みの事例を州政府に示す。
- 2-5 課題別研修「マルチセクターで取り組む栄養改善」コースの参加者が作成したアクションプランの実施支援を行う。

##### 活動3 啓発活動

- 3-1 栄養改善活動に関する既存の啓発教材・資料を収集し、配布状況や効果を検証する。
- 3-2 セクター横断的な栄養改善活動の理解促進のため、関係者向けの事例を掲載した資料および教材を作成する。
- 3-3 農村地域の住民が視聴可能なメディアを調査し啓発教材を作成する。
- 3-4 テレビやSNSなどのマスメディアによる啓発活用を検討し実施する。

#### 第4条 業務の目的

本業務従事者は、パンジャブ州計画開発局に設置されたMSNC職員とともに、効果的かつセクター横断的な栄養改善活動を推進し、啓発活動を実施する。また、これらを踏まえ適切な評価・モニタリング体制の再構築を行い、州内の栄養改善事業の活性化を図り、同州における栄養分野の課題解決に貢献する。

## 第5条 業務の範囲

本業務は、パキスタン政府から要請され日本政府が採択した技術協力支援の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

## 第6条 実施方針及び留意事項

### (1) JICAの他案件および栄養改善の他ドナーとの連携

既存のJICAおよび他ドナーの報告書、パキスタン政府作成の関連報告書、関連する学術論文等を参照し、パキスタンにおける栄養問題の現状と課題を把握する。また、これまで日本がパンジャブ州周辺で実施してきた栄養関連事業（母子保健、識字協力など）の概要を把握・分析する。

### (2) 課題別研修の活用

本業務は課題別研修「マルチセクターで取り組む栄養改善」コースと連携して実施する。同コースへのパンジャブ州からの参加者が研修で学んだ内容を踏まえて州内で実施するアクションプランを作成するので、同プラン実施の側面支援をすることで研修効果の発現を促進するとともに、実施機関のオーナーシップを高める。

### (3) 世界銀行との連携検討

上記(2)の研修はJICAと世界銀行がハイレベルで合意した連携事業の1つとして合同で実施するものである。そのため南アジア地域で世界銀行が実施している栄養関連事業の実施者（栄養、保健、農業など）も研修に参加する。研修実施後、JICA 枠・世銀枠からそれぞれ参加した研修参加者ととともに、世界銀行の現地での事業と本業務との連携可能性を検討すること。

### (4) 現地リソース（ローカルコンサルタント等）の活用<sup>1</sup>

MSNCにて栄養改善の業務経験および調査経験のある現地リソースを2名程度特殊傭人として確保し、日本人コンサルタント（本件受注者）の不在時にもMSNCとともに業務を推進することを想定している。加えて、各セクターの活動およびパンジャブ州の社会・文化に詳しい人材（農業、教育、水衛生、IEC、社会保障等 計40人月程度）をニーズに合わせて必要な期間に確保し、これらの人材の各セクターの知識および地域の状況に関する知見を活かしつつ、受注者とともに栄養改善事業の計画を立案し実施する。パンジャブ州栄養改善の体制強化に貢献する。

### (5) 2022年に発生した洪水被害への配慮

MSNC周辺の洪水被害は最小限に食い止められているが、特に南部の農村地域では大きな被害が出ていることから、対象地域への被害状況・地域

---

<sup>1</sup> 現地リソースの具体的な活用方法について、プロポーザルで提案してください。

住民の生活への影響にも配慮しつつ、事業を計画・実施すること。

## 第7条 業務の内容

業務内容は、以下を想定している。第6条「実施方針及び留意事項」を踏まえながら、本業務の成果達成に向けた活動を実施する。

### (1) 業務計画の作成・協議

受注者は、共通仕様書に基づき業務計画書（和文）を作成し、契約日から起算して10営業日以内にJICAに提出し、承諾を得る。

### (2) 課題別研修への参加

「マルチセクターで取り組む栄養改善」（JICAつくば）コースにMSNCのC/Pが参加するため、同コースで提供される研修教材や研修動画（オンライン研修で使用されたもの）の視聴を通じ、研修におけるインプット内容を理解し、C/Pが研修中に作成するアクションプランへのアドバイスを行う。研修は2024年度までに2回実施されるが、第1回の研修は2022年11月上旬から12月1日までであるため、本業務実施契約後、パキスタンからの研修参加者とオンライン面談し、パンジャブ州でのアクションプランの実施について打合せを行い、現地渡航後フォローを開始する。第2回の研修は現時点では2023年11月頃約1か月間の開催を予定しているため、つくばセンターで実施されるアクションプラン策定の場に同席し、策定の支援を行う。

### (3) ワークプラン案の作成・合意

JICA提供資料および独自に収集した情報を分析し、プロジェクトの全体像を把握し、業務の基本方針・方法・業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（和文・英文）（案）に取りまとめる。同ワークプランを基に、C/P、対象コミュニティ関係者等と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。

### (4) モニタリングシート（英文）と業務進捗報告書の作成

事業の進捗をモニタリングするため、6か月に1度の頻度でモニタリングシートをC/Pと共同で作成し、JICAパキスタン事務所経由でJICA経済開発部に提出する。進捗状況を踏まえ、必要に応じて活動計画修正案を提案する。また、業務の中間地点である2023年11月を目途に、業務実施内容を業務進捗報告書として取りまとめ、JICAに提出する。

### (5) JICAおよびC/Pとの協議・報告

各現地業務開始時や帰国時にJICA本部、パキスタン事務所およびC/P機関に対し、業務計画や活動の進捗、成果等に関する現地業務結果報告を行う。なお、最終渡航時を除く各渡航の終了時には現地業務結果報告書を作成して報告を行うこととする。

### (6) 過去の州内の取り組みレビュー

過去の州内での栄養改善に関する取り組み事例を収集し、対象者、活動内容および啓発・展開方法、実施体制を検証しつつ、成功・失敗要因を分析する。また、栄養改善活動に関する既存の啓発教材・資料の内容、配布状況及び効果を検証する<sup>2</sup>。

(7) 州内の実施体制調査

保健以外（農業、水衛生、教育等）の各セクター関係部局に対し、各局の栄養改善に関する役割や予算について調査するとともに、セクター横断的な栄養改善活動に対する関係者の認識についてヒアリングする。この結果を踏まえ、州内が一体となって取り組める体制づくりについて MSNC と協議し、計画案を州政府に提案する。

(8) JICA の他事業における栄養改善の取り組みとの連携

パンジャブ州母子保健強化プロジェクト、オルタナティブ教育推進（識字教育）プロジェクト等、関連する事業の活動内容を精査し、専門家と意見交換を行いつつ、具体的な連携方法について検討する。

(9) 課題別研修「マルチセクターで取り組む栄養改善」コースとの連携

研修に参加した参加者が作成したアクションプランに関し、帰国後 MSNC 内で報告会開催を支援し、実施に向けた具体的な段取りを関係者と協議するとともに実施支援を行う。

(10) パイロット事業の実施

上記(9)の研修参加者ととともに州内でマルチセクトラルな栄養改善に資するパイロット事業を計画立案し実施する<sup>3</sup>。

(11) 啓発用資料の作成、配布

- ① 農村地域の住民が集合する場所や手に取りやすい媒体に関する調査を実施し、より多くの住民が目にするのが可能となるような啓発資料を作成し、展示・配布する。
- ② テレビや SNS での展開、および保健センターや市場等、女性を含む住人が集まりやすい場所におけるマルチメディア教材の展開方法を検討し、実施する。

(12) MSNC のモニタリング体制強化

MSNC の機能の一つであるマルチセクトラルな栄養改善事業の情報収集・レビュー・指標の設定や分析には課題があることが、これまでの JICA 事務所からパキスタン側関係者へのインタビューでも明らかになっている。各局が収集しやすい指標の設定、優先順位付け、モニタリング手法と分析、将来の新規事

---

<sup>2</sup> 過去の州内での栄養改善に関する取り組みに関する調査内容・具体的な調査方法について、プロポーザルで提案してください。

<sup>3</sup> パイロット事業の具体的な計画（想定される対象者、関係部局、事業内容）について、プロポーザルで提案してください。

業への反映について MSNC 関係者と協議しながら体制の改善を図る。

(13) 業務完了時

①現地業務完了に際し、これまでのすべての活動を記した全体業務の成果、助言などを含む業務完了報告書案（英文）を C/P 機関および JICA パキスタン事務所に提出し、報告する。

②上記報告を踏まえ、業務完了報告書（和・英）を完成させ、監督職員に提出する。

③JICA関係者（経済開発部、南アジア部、パキスタン事務所、人間開発部）に向けた帰国報告会を行う。

第8条 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約では契約履行期間の半ばで部分払いを行うことを想定しており、業務進捗報告書を部分払い用の中間成果品とする。また、最終成果品は業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	和文：2部 電子データ
ワーク・プラン	業務開始から約3ヵ月後	英文：2部 電子データ
現地業務結果報告書	各渡航終了時	電子データ (和・英)
モニタリングシート	業務開始から6ヵ月毎	電子データ
業務進捗報告書	2023年11月30日	和文：2部 英文：5部 CD-R：1枚 電子データ
業務完了報告書	契約終了時 (2024年12月)	和文：3部 英文：8部 CD-R：2枚 電子データ

業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。各報告書の記載項目（案）は JICA とコンサルタントで協議、確認する。

(2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された研修資料やマニュアル等の各種資料は、契約終了時に発注者に提出することとする。

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ 活動に関する写真

ウ 業務フローチャート

(4) 議事録等

各種会議、ワークショップやセミナー等について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、経済開発部およびパキスタン事務所に提出する。

(5) その他

上記提出物の他、発注者が必要と認め、各種報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

### (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	現地リソース（特殊傭人）の活用方法	第6条（4）現地リソース（ローカルコンサルタント等）の活用
2	過去の州内の栄養改善取り組みのレビュー調査の手法	第7条（6）過去の州内の取り組みレビュー
3	パイロット事業の計画案	第7条（10）パイロット事業の実施

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験  
類似業務：栄養改善分野に関する技術協力および調査業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

- 1) 及び2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／評価モニタリング
- 栄養改善・啓発事業

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 16.6 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／評価モニタリング）】

- ① 類似業務経験の分野：評価モニタリング（栄養改善の知識・経験があれば

望ましい)

② 対象国及び類似地域：全途上国

③ 語学能力：英語

④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：栄養改善・啓発事業】

① 類似業務経験の分野：栄養改善分野の技術協力・調査経験

② 対象国及び類似地域：全途上国

③ 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2022年12月に開始し、2024年12月の終了を予定している。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 16.6人月（現地：13.8人月、国内2.8人月）

#### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

① 業務主任者/評価モニタリング（2号）

② 栄養改善・啓発事業（3号）

#### 3) 渡航回数を目途 全13回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

南アジア地域栄養改善情報収集・確認調査報告書

### (4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	有無
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### (5) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）報酬について

本件業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料2：報酬単価より、紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）を参照してください。

#### （2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

#### （3）定額計上について

定額計上は特にありません。

#### （4）見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

#### （5）旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒バンコク⇒イスラマバード（タイ国際航空）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(8) その他留意事項

航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

別紙2：プロポーザル評価配点表

### プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50)	
	(34)	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	業務主任 者のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／評価モニタリング</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	(－)	(13)
ア) 類似業務の経験	－	5
イ) 対象国・地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	3
オ) その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制	(－)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ) 業務管理体制	－	8
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>栄養改善・啓発事業</u></b>	16	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	